



新潟県



発行 新潟県

号外 7

平成27年 3 月31日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

6 新潟県事務決裁規程の一部改正 (人事課)

訓 令

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号、別表の号の細目及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号、別表の号の細目及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号、別表の号の細目及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号、別表の号の細目及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号、別表の号の細目及び別表の細目の号の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(参事等の専決事項)</p> <p>第5条の8 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事（情報主幹を含む。）及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、<u>統計企画員</u>、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(課長の権限の代決)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、<u>統計企画員</u>、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建築調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。）がその事務を代決する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(参事等の専決事項)</p> <p>第5条の8 課（課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。）に置かれる参事（情報主幹を含む。）及び副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。）は、第5条に規定する課長専決事項（別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。）及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(課長の権限の代決)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（行政調査員、法務調整員、財政調整員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、<u>建設調整員</u>、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。）がその事務を代決する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16) (略)</p>

(17) 削除

(18)～(21) (略)

別表第2の3 (第4条の13関係)

次長共通専決事項

(略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務管理部

(略)

(略)

県民生活・環境部

(略)

環境企画課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(51) (略) <u>(51)の2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条の規定により、第1種特定製品の管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。</u> (52) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第34条の規定により、第1種フロン類充填回収業者の登録を抹消すること。</u>

(17) 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務のうち次に掲げる事務を処理すること。

ア 特例民法法人の合併の認可をすること。

イ 特例財団法人の基本財産の処分の許可をすること。

ウ 特例民法法人の残余財産の処分の許可をすること。

(18)～(21) (略)

別表第2の3 (第4条の12関係)

次長共通専決事項

(略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務管理部

(略)

地域政策課

部長専決事項	課長専決事項
離島振興法(昭和28年法律第72号)第6条第2項の規定による離島振興事業計画についての意見を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に述べること。	

(略)

県民生活・環境部

(略)

環境企画課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(51) (略) (52) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第16条の規定により、第1種フロン類回収</u>

	<p>(53) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、第1種フロン類充填回収業者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>(54) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第48条の規定により、第1種フロン類充填回収業者等に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(55)～(82) (略)</p>
	<p>業者の登録を抹消すること。</p> <p>(53) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第17条第1項の規定により、第1種フロン類回収業者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>(54) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第23条の規定により、第1種フロン類回収業者等に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>(55)～(82) (略)</p>

環境対策課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(22) (略)</p> <p>(22)の2 <u>土壤汚染対策法第36条第3項の規定により、土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずること。</u></p> <p>(22)の3 <u>土壤汚染対策法第39条の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u></p> <p>(23)～(25) (略)</p>

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>削除</u>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8)の2 <u>戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第15条第1項(同法第20条第3項において準</u></p>

環境対策課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23)～(25) (略)</p>

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定による民生委員(児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員</u>	(1)～(8) (略)

<p>(2) 民生委員法 (昭和23年法律第198号) 第7条第2項の規定により、民生委員 (児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員を除く。)を推薦すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>用する場合を含む。)の規定により、診療報酬の額を決定すること。</p> <p>(8)の3 戦傷病者特別援護法第16条第2項 (同法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、診療報酬の支払を一時差し止めること。</p> <p>(9) 削除</p> <p>(10) 戦傷病者特別援護法第24条第2項の規定により、医師の診断を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(11)～(14) (略)</p>	<p>を除く。)の定数を定めること。</p> <p>(2) 民生委員法第7条第2項の規定により、民生委員 (児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員を除く。)を推薦すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(9) 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第17条第1項の規定により、療育費を支給すること。</p> <p>(10) 戦傷病者特別援護法第21条第1項の規定により、補装具を支給し、又は修理すること。</p> <p>(11)～(14) (略)</p>																																
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>																																	
<p>医師・看護職員確保対策課</p>		<p>医師・看護職員確保対策課</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td>(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 保健師助産師看護師法第19条第2号の規定による保健師養成所の指定をすること。</td> <td>(3) 保健師助産師看護師法施行令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 保健師助産師看護師法第20条第2号の規定による助産師養成所の指定をすること。</td> <td>(4)・(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定による看護師養成所の指定をすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(3) 保健師助産師看護師法第19条第2号の規定による保健師養成所の指定をすること。	(3) 保健師助産師看護師法施行令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。	(4) 保健師助産師看護師法第20条第2号の規定による助産師養成所の指定をすること。	(4)・(5) (略)	(5) 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定による看護師養成所の指定をすること。		(6) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td>(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。</td> <td>(4)・(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(3) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。	(4)・(5) (略)	(3) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td>(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(3) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)・(2) (略)</td> <td>(1)・(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(3) (略)	
部長専決事項	課長専決事項																																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																																		
(3) 保健師助産師看護師法第19条第2号の規定による保健師養成所の指定をすること。	(3) 保健師助産師看護師法施行令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。																																		
(4) 保健師助産師看護師法第20条第2号の規定による助産師養成所の指定をすること。	(4)・(5) (略)																																		
(5) 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定による看護師養成所の指定をすること。																																			
(6) (略)																																			
部長専決事項	課長専決事項																																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																																		
(3) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。	(4)・(5) (略)																																		
(3) (略)																																			
部長専決事項	課長専決事項																																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																																		
(3) (略)																																			
部長専決事項	課長専決事項																																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																																		
(3) (略)																																			
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>																																	
<p>健康対策課</p>		<p>健康対策課</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(19) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(20) 食品表示法 (平成25年法律第70号) 第7条の規定による</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(19) (略)		(20) 食品表示法 (平成25年法律第70号) 第7条の規定による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(19) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(19) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(19) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(19) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(19) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(19) (略)														
部長専決事項	課長専決事項																																		
(略)	(1)～(19) (略)																																		
	(20) 食品表示法 (平成25年法律第70号) 第7条の規定による																																		
部長専決事項	課長専決事項																																		
(略)	(1)～(19) (略)																																		
部長専決事項	課長専決事項																																		
(略)	(1)～(19) (略)																																		
部長専決事項	課長専決事項																																		
(略)	(1)～(19) (略)																																		

	公表を行うこと（健康対策課の所管事項に係るものに限る。）。		
生活衛生課		生活衛生課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(11) (略) (12) <u>食品表示法第7条の規定による公表を行うこと（生活衛生課の所管事項に係るものに限る。）。</u>	(略)	(1)～(11) (略)
(略)		(略)	
児童家庭課		児童家庭課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) (略)		(2) <u>民生委員法第4条の規定により、民生委員（児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員に限る。）の定数を定めること。</u>	
		(3) (略)	
産業労働観光部		産業労働観光部	
産業政策課		産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（産業政策課の所管事項に係るものに限る。）。 (2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること（産業政策課の所管事項に係るものに限る。）。 (3) 中小企業支援事業	(略)	中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（産業政策課の所管事項に係るものに限る。）。

	<p>の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（産業政策課の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。</p> <p>(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること（産業政策課の所管事項に係るものに限る。）。</p>
--	---

産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
	<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第33条の規定により、苦情の処理のあつせん等を行うこと。</p>

産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
	<p>(1) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第3条第3項の規定により診断を実施し、及び同条第4項の規定により診断報告書を交付すること（産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条第6項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。</p>

--	--

	<p>(3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第33条の規定により、苦情の処理のあつせん等を行うこと。</p> <p>(4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること（産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。</p>
--	--

商業・地場産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小企業支援法第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（<u>商業・地場産業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること（<u>商業・地場産業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（<u>商業・地場産業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p>

商業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小企業支援法第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（<u>商業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条第3項の規定により診断を実施し、及び同条第4項の規定により診断報告書を交付すること（<u>商業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条第6項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（<u>商業振興課</u>の所管事項に係るものに限る。）。</p>

	<p>のに限る。)</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること (<u>商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。</u>)。)</p> <p>(7)～(15) (略)</p>		<p>る。)</p> <p>(5) <u>貸金業法(昭和58年法律第32号)第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。</u></p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること (<u>商業振興課の所管事項に係るものに限る。</u>)。)</p> <p>(7)～(15) (略)</p>
<p>(略)</p> <p>農林水産部 (略)</p>		<p>(略)</p> <p>農林水産部 (略)</p>	
<p>食品・流通課</p>		<p>食品・流通課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>食品表示法第6条第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること(食品・流通課の所管事項に係るものに限る。)</u>。</p> <p>(5)の2 <u>食品表示法第6条第5項の規定により、指示(同条第1項の規定によるものに限る。)</u>に係る措置をとるべきことを命ずること(<u>食品・流通課の所管事項に係るものに限る。</u>)。</p> <p>(5)の3 <u>食品表示法第7条の規定による公表(同法第6条第</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の14第1項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)</u>。</p> <p>(5)の2 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14第4項の規定により、指示(同条第1項の規定によるものに限る。)</u>に係る措置をとるべきことを命ずること(<u>地域振興局長に委任したものを除く。</u>)。</p> <p>(5)の3 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法</u></p>

	<p>1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第5項の規定による命令に係るものに限る。)を行うこと(食品・流通課の所管事項に係るものに限る。))。</p> <p>(6) <u>食品表示法第12条第3項</u>の規定により、適切な措置をとること(食品・流通課の所管事項に係るものに限る。))。</p> <p>(6)の2～(13) (略)</p>
--	--

(略)

治山課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(12)の2 (略) <u>(13)及び(14) 削除</u>
	(15)～(22) (略)

(略)

土木部

(略)

河川管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) <u>(3)の2 海岸法第14条の2第1項の規定により、操作規則を定めること。</u>
	(4)～(16) (略)

(略)

建築住宅課

	<p>律第19条の14の2の規定による公表(同法第19条の14第1項の規定による指示及び当該指示に係る同条第4項の規定による命令に係るものに限る。)を行うこと(地域振興局長に委任したものを除く。))。</p> <p>(6) <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第21条の2第2項</u>の規定により、適切な措置をとること(地域振興局長に委任したものを除く。))。</p> <p>(6)の2～(13) (略)</p>
--	--

(略)

治山課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(12)の2 (略) <u>(13) 森林国営保険法(昭和12年法律第25号)第19条第1項の規定により、保険契約を解除すること。</u>
	<u>(14) 森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)第10条第1項の規定により、保険金額及び保険料を減額すること。</u>
	(15)～(22) (略)

(略)

土木部

(略)

河川管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略)
	(4)～(16) (略)

(略)

建築住宅課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(4) (略)
(12) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第22条の2第2項(同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講すべき講習を指定すること。	(5) 宅地建物取引業法第19条の2の規定により、 <u>宅地建物取引士資格登録の移転</u> をすること。
(13)・(14) (略)	(6)～(13) (略)
(15) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成14年法律第78号)第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(14) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第11条第1項(同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。
	(15) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第11条第3項(同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。
	(16) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。
	(17) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。
	(18) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。
	(19)～(45) (略)

交通政策局

交通政策課

局長専決事項

課長専決事項

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(4) (略)
(12) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第22条の2第2項(同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講すべき講習を指定すること。	(5) 宅地建物取引業法第19条の2の規定により、 <u>宅地建物取引主任者資格登録の移転</u> をすること。
(13)・(14) (略)	(6)～(13) (略)
(15) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> (平成14年法律第78号)第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(14) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> 第11条第1項(同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。
	(15) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> 第11条第3項(同法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。
	(16) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> 第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。
	(17) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> 第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。
	(18) <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u> 第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。
	(19)～(45) (略)

交通政策局

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第54条第1項(同法第67条において準用する場合を含む。)の規定により、変更の認可をすること。</p> <p>(2) 道路運送法第62条第1項の規定により、供用約款の設定又は変更の認可をすること。</p> | <p>(1) 道路運送法第70条の規定により、自動車道事業者に対し事業の改善を命ずること。</p> <p>(2) 道路運送法第72条において準用する同法第30条第4項の規定により、公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更を命ずること。</p> <p>(3) 道路運送法第79条の4第1項の規定により、自家用有償旅客運送者の登録を拒否すること。</p> <p>(4) 道路運送法第79条の9第2項の規定により、自家用有償旅客運送者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(5) 道路運送法第79条の12第1項の規定により、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。</p> <p>(6) 道路運送法第79条の13の規定により、自家用有償旅客運送者の登録を抹消すること。</p> <p>(7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第22条第2項の規定により、自動車運転代行業者に対し必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>(8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項の規定により、公安委員会に対し命令をすべき旨を要請すること。</p> |
|--|---|

(略)

(略)

別表第 5 (第14条の 2 関係)
(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法 (平成17年法律第24号) 第17条の 2 第 4 項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年法律第81号) 第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の同意をすること。

(9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。

(10) (略)
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (農村振興担当) 専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法第17条の 2 第 4 項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の同意をすること。

(9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項第 2 号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。

(10) (略)
(略)

別表第 6 (第15条関係)
(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略)

(略)

(略)

別表第 5 (第14条の 2 関係)
(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) (略)
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (農村振興担当) 専決事項

(1)～(6) (略)

(7) (略)
(略)

別表第 6 (第15条関係)
(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略)

<p>税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)</p>	<p>ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ・サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。 ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)</p>	<p>税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)</p>	<p>ケ 地方税法第73条の14第5項から第10項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ・サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。 ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)</p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>新潟地域振興局県税部 直税第2課長</p>	<p>(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p>	<p>新潟地域振興局県税部 直税第2課長</p>	<p>(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p>
(略)		(略)	
<p>新潟地域振興局健康福祉部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の67までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)</p>	<p>新潟地域振興局健康福祉部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)</p>
(略)		(略)	

新潟地域振興局健康福祉部 副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の67までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)	新潟地域振興局健康福祉部 副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)		(略)	
健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで、第66号の11及び第66号の16から第136号の67までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)	健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで及び第66号の12から第136号の61までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部 副部長 (総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の67までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)	健康福祉環境部 副部長 (総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の61までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(36) (略) (37) 土壌汚染対策法第3条第3項の規定により、土地の所有者等に対し、通知すること。 (37)の2 土壌汚染対策法第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。 (37)の3 土壌汚染対策法第3条第6項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。 (37)の4～(72) (略)	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(36) (略) (37) 土壌汚染対策法第3条第2項の規定により、土地の所有者等に対し、通知すること。 (37)の2 土壌汚染対策法第3条第4項の規定による土地の利用の方法の変更の届出を受理すること。 (37)の3 土壌汚染対策法第3条第5項の規定により、同条第1項ただし書の確認を取り消すこと。 (37)の4～(72) (略)
(略)		(略)	

新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第8項に規定する事項(同条第3項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。)(地域整備部の副部長(総務担当)及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第134号及び第135号に係るものに限る。))については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(23) (略) (24) <u>生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</u> (25) <u>生活困窮者自立支援法第6条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮</u>

新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項並びに同条第8項に規定する事項(同条第3項第1号、第2号及び第136号の2から第136号の55までに係るものを除く。)(地域整備部の副部長(総務担当)及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第134号及び第135号に係るものに限る。))については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(23) (略)

	<p><u>者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(26) <u>生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</u></p>		
(略)		(略)	